

定着支援費の対象となる関連職種

(介護福祉士養成科)

● 基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、介護に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」および「08 福祉・介護の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、介護福祉士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

(例：保育士、看護師、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士等)

- ・ 05 のうち 031-99 その他の学校等教員(介護職種の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る)
- ・ 08 のうち以下のいずれか
049-03 老人福祉施設指導専門員、
049-04 障害者福祉施設指導専門員、
049-05 児童福祉施設指導専門員(障害児入所施設において児童の生活指導、職業指導、家庭環境の調整、家庭生活などに関する相談・助言・援助を行うものに限る。)、
049-06 他の社会福祉施設指導専門員、
049-07 介護支援専門員(ケアマネジャー)、
049-08 訪問介護サービス提供責任者、
049-10 福祉用具専門相談員(販売員、店員は除く)、
050-01 高齢者入所型施設介護員、
050-02 高齢者通所型施設介護員、
050-03 障害者福祉施設介護員、
050-99 その他の施設介護の職業、
051-01 訪問介護員、
051-02 訪問入浴介助員

定着支援費の対象となる関連職種

(社会福祉士養成科)

● 基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、社会福祉に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」および「08 福祉・介護の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、社会福祉士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

（例：保育士、看護師、介護福祉士、訪問介護員等）

- ・ 05 のうち 031-99 その他の学校等教員(社会福祉士の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る)
- ・ 08 のうち以下のいずれか
049-02 福祉相談・指導専門員、
049-03 老人福祉施設指導専門員、
049-04 障害者福祉施設指導専門員、
049-05 児童福祉施設指導専門員、
049-06 他の社会福祉施設指導専門員、
049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、
049-10 福祉用具専門相談員（販売員、店員は除く）、
049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

定着支援費の対象となる関連職種

(精神保健福祉士養成科)

● 基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、精神保健福祉に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」および「08 福祉・介護の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、精神保健福祉士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

(例：保育士、看護師、介護福祉士、訪問介護員等)

- ・ 05 のうち 031-99 その他の学校等教員(精神保健福祉士の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る)
- ・ 08 のうち以下のいずれか
049-02 福祉相談・指導専門員、
049-03 老人福祉施設指導専門員、
049-04 障害者福祉施設指導専門員、
049-05 児童福祉施設指導専門員、
049-06 他の社会福祉施設指導専門員、
049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、
049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

定着支援費の対象となる関連職種

(IT 及びビジネス系に関する科)

● 基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、IT・ビジネスに関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「02 研究・技術の職業」、「05 保育・教育の職業」および「06 事務的職業」のうち次に該当するものとする。

なお、IT・ビジネス以外の資格に関する職種は原則該当としない。

・ 02 のうち以下のいずれか

009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、
009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、
009-03 プログラマー、009-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）、
010-01 IT コンサルタント、010-02 IT システム設計技術者、
010-03 IT プロジェクトマネージャ、010-04 IT システム運用管理者、
010-05 IT ヘルプデスク、010-06 通信ネットワーク技術者、
010-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）、
011-99 他に分類されない技術の職業（データサイエンティストに限る。）

・ 05 のうち 031-99 その他の学校等教員（IT・ビジネス職種の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る。）

・ 06 のうち以下のいずれか

033-01 総務事務員、033-02 人事事務員、033-03 企画・調査事務員、
034-01 一般事務員、035-01 法務・広報・知的財産事務の職業、
035-99 他に分類されない総務等事務の職業、
038-03 経理事務員、038-99 その他の会計事務の職業、
039-01 生産現場事務員、040-01 営業事務員、040-02 貿易事務員、
040-99 その他の営業・販売関連事務の職業
043-01 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員

定着支援費の対象となる関連職種

(保育士養成科)

● 基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、保育士に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」、「08 福祉・介護の職業」および「09 サービスの職業」のうち次に該当するものとする。なお、保育士、幼稚園教員以外の資格に関する職種は原則該当としない。

- ・ 05 のうち以下のいずれか

029-01 保育士、029-02 幼稚園教員、029-03 保育教諭、030-01 学童保育指導員、030-02 児童館指導員、030-03 保育補助者、031-06 特別支援学校教員（幼稚部に限る。）

- ・ 08 のうち以下のいずれか

049-01 社会福祉施設管理者（保育園長、児童館・児童養護施設等児童福祉施設の管理者に限る。）、

049-05 児童福祉施設指導専門員、

049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者に限る。）

- ・ 09 のうち 052-99 その他の家庭生活支援サービスの職業（チャイルドシッター、ベビーシッターに限る。）

定着支援費の対象となる関連職種

(栄養士養成科)

● 基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、栄養士に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「02 研究・技術の職業」、「04 医療・看護・保健の職業」、「05 保育・教育の職業」および「09 サービスの職業」のうち次に該当するものとする。

なお、栄養士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

- 02 のうち以下のいずれか

006-01 食品開発技術者

- 04 のうち以下のいずれか

025-01 栄養士

025-02 管理栄養士

- 05 のうち以下のいずれか（栄養教諭に限る。）

031-01 小学校教員、031-02 中学校教員、031-03 義務教育学校教員、

031-04 高等学校教員、031-05 中等教育学校教員、031-06 特別支援学校教員

- 09 のうち以下のいずれか

055-06 学校給食調理員

055-07 給食等調理員（学校を除く）